平成２９年（フ）第８号
福井市江守中２丁目907番地　ローズハイツ的場302
債務者　越田　妙子
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４８号
兵庫県三田市高次２丁目20番41号グリーンハイム501号
債務者　関　香織里（旧姓南部）
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１号
千葉県袖ケ浦市蔵波1931番地６　ガーデンコートＡ202号
債務者　小川　輝雅
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第４２６号
神奈川県厚木市上依知170番地４、前住所神奈川県海老名市河原口２丁目22番18―403号
債務者　近田　七緒
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第７２６号
神奈川県厚木市恩名３丁目12番85号、前住所神奈川県厚木市恩名１丁目７番22号　秦野ハイツ202
債務者　漆畑　久良
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第７３９号
神奈川県厚木市妻田東１丁目24番１―502号
債務者　大西久良子
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１８号
神奈川県小田原市早川３丁目18番地の３103号
債務者　杉田　節子
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１８７号
広島県福山市神辺町字徳田1687番地１　フォブール梅田201
債務者　堀内　史夫
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第７３１号
神奈川県平塚市明石町24番25―1104号　ライオンズプラザ平塚
債務者　榮田　眞澄
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５２号
神奈川県小田原市栢山1046番地　市営柳町住宅７号棟114号室
債務者　廣井みゆき
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２３８号
神奈川県横須賀市大矢部３丁目29番１号
債務者　中川　久男
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第２４６号
神奈川県横須賀市久村660番地　ハイツファミール103
債務者　牧野　　剛
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第２号
奈良県五條市今井町505番地の１　２号棟201
債務者　吉川　竜二
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで　奈良地方裁判所五條支部

平成２８年（フ）第２２０号
青森市富田２丁目12番13号　金谷アパート５号
債務者　福井　勝則
1　決定年月日時　平成29年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５号
青森市合浦１丁目12番24号　工藤アパート３号
債務者　相内由香里
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２５３号
神奈川県横須賀市三春町２丁目４番地　三春ビル２Ｆ
債務者　馬場　静栄
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第７３３号
神奈川県平塚市中里30番21号　スイーテス湘南102号
債務者　岩渕　浩之
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部